



《会計・税務の知識》 速報！令和4年度税制改正大綱

令和3年12月10日、自由民主党及び公明党による令和4年度税制改正大綱が公表されました！
衆院選挙の影響で公表が遅れることも懸念されましたが、昨年と同日の公表となりました。

新内閣では「成長と分配の好循環」、「コロナ後の新しい社会の開拓」を政策の基本コンセプトとして「新しい資本主義の実現」に取り組むとし、この観点から「1. 成長と分配の好循環の実現」「2. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し」「3. 国際課税制度の見直し」「4. 円滑・適正な納税のための環境整備」の4つを柱に、今回の税制改正がとりまとめられています。

法人税では、積極的な賃上げ、教育訓練、投資等を促すため、給与等支給額の増加額について、大企業で最大30%、中小企業で最大40%を控除する制度の拡充がなされました。また、スタートアップの徹底支援と既存企業の事業革新を促す観点から、オープンイノベーション税制の拡充がなされています。

所得税では、住宅ローン控除を4年間延長する一方、控除率が0.7%へ、所得要件が2000万円へ引き下げられました。また、上場株式の配当について総合課税される大口株主の判定について同族会社が保有するものも含めるとする見直しがなされました。

資産税では、生前贈与にかかる課税の見直しが懸念されていましたが、具体的な改正については今後の課題とされました。一方、住宅取得等資金の贈与税非課税措置については、非課税限度額を縮小しつつ適用期限を2年延長するとされています。

その他、財産債務調書の提出義務者の拡大、提出期限の延期の措置等がなされています。

以下では、速報版として主要な改正にかかる要約をご紹介します（全15ページ）。
詳細はこちらでご確認頂けます。<https://www.jimin.jp/news/policy/202382.html>

〔個人所得課税〕

税目	項目	改正内容	適用期限																																					
所得税 住民税	住宅借入金等 特別控除の見 直し	<p>住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について適用期限を令和7年12月31日まで4年延長するとともに、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 令和4年から令和7年までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）、控除率及び控除期間を次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">① ②以外の住宅の場合</th> </tr> <tr> <th>居住年</th> <th>借入限度額</th> <th>控除率</th> <th>控除期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4・5年</td> <td>3,000万円</td> <td rowspan="2">0.7%</td> <td>13年</td> </tr> <tr> <td>令和6・7年</td> <td>2,000万円</td> <td>10年</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 既存住宅の取得又は住宅の増改築等における借入限度額は一律2,000万円、控除期間は一律10年とする。</p> <p>② 認定住宅等の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>居住年</th> <th>借入限度額</th> <th>控除率</th> <th>控除期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">認定住宅</td> <td>令和4・5年</td> <td>5,000万円</td> <td rowspan="6">0.7%</td> <td rowspan="6">13年</td> </tr> <tr> <td>令和6・7年</td> <td>4,500万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ZEH水準 省エネ住宅</td> <td>令和4・5年</td> <td>4,500万円</td> </tr> <tr> <td>令和6・7年</td> <td>3,500万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">省エネ基準 適合住宅</td> <td>令和4・5年</td> <td>4,000万円</td> </tr> <tr> <td>令和6・7年</td> <td>3,000万円</td> </tr> </tbody> </table>	① ②以外の住宅の場合				居住年	借入限度額	控除率	控除期間	令和4・5年	3,000万円	0.7%	13年	令和6・7年	2,000万円	10年		居住年	借入限度額	控除率	控除期間	認定住宅	令和4・5年	5,000万円	0.7%	13年	令和6・7年	4,500万円	ZEH水準 省エネ住宅	令和4・5年	4,500万円	令和6・7年	3,500万円	省エネ基準 適合住宅	令和4・5年	4,000万円	令和6・7年	3,000万円	住宅の取得等をして令和4年から令和7年までの間に居住の用に供した場合
① ②以外の住宅の場合																																								
居住年	借入限度額	控除率	控除期間																																					
令和4・5年	3,000万円	0.7%	13年																																					
令和6・7年	2,000万円		10年																																					
	居住年	借入限度額	控除率	控除期間																																				
認定住宅	令和4・5年	5,000万円	0.7%	13年																																				
	令和6・7年	4,500万円																																						
ZEH水準 省エネ住宅	令和4・5年	4,500万円																																						
	令和6・7年	3,500万円																																						
省エネ基準 適合住宅	令和4・5年	4,000万円																																						
	令和6・7年	3,000万円																																						

税目	項目	改正内容	適用期限								
		<p>(注) 既存住宅の取得又は住宅の増改築等における借入限度額は一律 3,000 万円、控除期間は一律 10 年とする。</p> <p>(2) 適用対象者の所得要件を 2,000 万円以下(現行:3,000 万円以下)に引き下げる。</p> <p>(3) 床面積が 40 m²以上 50 m²未満である住宅で、令和 5 年 12 月 31 日以前に建築確認を受けた新築等の住宅の取得についても、本特例の適用ができることとする。ただし、その年分の所得税に係る合計所得金額が 1,000 万円を超える年については適用されない。</p> <p>(4) 令和 6 年 1 月 1 日以後に建築確認を受ける住宅(登記簿上の建築日付が同年 6 月 30 日以前のものを除く。)又は建築確認を受けない住宅で登記簿上の建築日付が同年 7 月 1 日以降のもののうち、一定の省エネ基準を満たさない新築等の住宅の取得については、本特例の適用ができないこととする。</p> <p>(5) 適用対象となる既存住宅の要件について、築年数要件を廃止するとともに、新耐震基準に適合している住宅(登記簿上の建築日付が昭和 57 年 1 月 1 日以降の住宅については、新耐震基準に適合しているものとみなす。)であることを加える。</p> <p>(6) 住宅借入金等特別税額控除額から所得税額を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、当該残額に相当する額を当該年分の所得税の課税総所得金額等の額に 100 分の 5 を乗じて得た額(最高 9.75 万円)の控除限度額の範囲内で減額する。</p>									
所得税	認定住宅新築等特別税額控除の見直し	<p>認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除について、適用期限を令和 5 年 12 月 31 日まで 2 年延長するとともに、対象住宅、標準的な性能強化費用に係る控除対象限度額及び控除率を次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>対象住宅</th> <th>控除対象限度額</th> <th>控除率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 4・5 年</td> <td>認定住宅・ZEH水準省エネ住宅</td> <td>650 万円</td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table>	居住年	対象住宅	控除対象限度額	控除率	令和 4・5 年	認定住宅・ZEH水準省エネ住宅	650 万円	10%	対象住宅の新築等をして令和 4 年及び令和 5 年に居住の用に供した場合
居住年	対象住宅	控除対象限度額	控除率								
令和 4・5 年	認定住宅・ZEH水準省エネ住宅	650 万円	10%								
所得税	住宅借入金等特別控除に係る確定申告手続等の見直し	<p>住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に係る確定申告手続等について、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 適用を受ける個人は、住宅借入金等に係る一定の債権者に対して、個人の氏名及び住所、個人番号その他の一定の事項を記載した申請書(以下「住宅ローン控除申請書」という。)の提出をしなければならない。</p> <p>(2) 住宅ローン控除申請書の提出を受けた債権者は、記載された事項及び住宅借入金等の金額等を記載した調書を作成し、当該債権者の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。</p> <p>(3) 住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書及び新築の工事の請負契約書の写し等については、確定申告書への添付を不要とする。</p> <p>(4) 年末調整の際に住宅ローン控除の適用を受けようとするものは、住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書の添付を不要とする。</p>	居住年が令和 5 年以後である者が、令和 6 年 1 月 1 日以後に行う確定申告及び年末調整について適用								
所得税 住民税	居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失	居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を令和 5 年 12 月 31 日まで 2 年延長する。	令和 5 年 12 月 31 日まで								

税目	項目	改正内容	適用期限																
	の繰越控除等の延長																		
所得税 住民税	特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の延長	特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を令和5年12月31日まで2年延長する。	令和5年12月31日まで																
所得税	住宅耐震改修特別税額控除の見直し	<p>既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除について、適用期限を令和5年12月31日まで2年延長するとともに、令和4年及び令和5年に耐震改修工事をした場合の標準的な工事費用の額に係る控除対象限度額及び控除率を次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事完了年</th> <th>控除対象限度額</th> <th>控除率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年・令和5年</td> <td>250万円</td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table>	工事完了年	控除対象限度額	控除率	令和4年・令和5年	250万円	10%	令和5年12月31日まで										
工事完了年	控除対象限度額	控除率																	
令和4年・令和5年	250万円	10%																	
所得税	住宅特定改修特別税額控除の見直し	<p>既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、適用期限を令和5年12月31日まで2年延長するとともに、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 令和4年及び令和5年に特定の改修工事をした場合の標準的な工事費用の額に係る控除対象限度額及び控除率を次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>対象工事</th> <th>控除対象限度額</th> <th>控除率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">令和4・5年</td> <td>バリアフリー改修工事</td> <td>200万円</td> <td rowspan="5">10%</td> </tr> <tr> <td>省エネ改修工事</td> <td>250万円 (350万円)</td> </tr> <tr> <td>三世帯同居改修工事</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>耐震改修工事又は省エネ改修工事と併せて行う 耐久性向上改修工事</td> <td>250万円 (350万円)</td> </tr> <tr> <td>耐震改修工事及び省エネ改修工事と併せて行う 耐久性向上改修工事</td> <td>500万円 (600万円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) カッコ内の金額は、省エネ改修工事と併せて太陽光発電装置を設置する場合の控除対象限度額</p> <p>(2) 個人が、前項の既存住宅の耐震改修工事又は上記(1)の対象工事をして、令和4年1月1日から令和5年12月31日までに居住の用に供した場合(工事の日から6月以内に居住の用に供した場合に限る。)には、その年分の所得税の額から次に掲げる金額の合計額(対象工事に係る標準的な工事費用相当額の合計額と1,000万円から当該金額(控除対象限度額を超える場合には控除対象限度額)を控除した金額のいずれか低い金額を限度とする。)の5%に相当する金額を控除する。</p> <p>① 対象工事に係る標準的な工事費用相当額(控除対象限度額を超える部分に限る。)の合計額</p> <p>② 対象工事と併せて行う一定の工事に要した費用(補助金等の交付がある場合にはその控除後)の合計額</p>	居住年	対象工事	控除対象限度額	控除率	令和4・5年	バリアフリー改修工事	200万円	10%	省エネ改修工事	250万円 (350万円)	三世帯同居改修工事	250万円	耐震改修工事又は省エネ改修工事と併せて行う 耐久性向上改修工事	250万円 (350万円)	耐震改修工事及び省エネ改修工事と併せて行う 耐久性向上改修工事	500万円 (600万円)	令和5年12月31日まで
居住年	対象工事	控除対象限度額	控除率																
令和4・5年	バリアフリー改修工事	200万円	10%																
	省エネ改修工事	250万円 (350万円)																	
	三世帯同居改修工事	250万円																	
	耐震改修工事又は省エネ改修工事と併せて行う 耐久性向上改修工事	250万円 (350万円)																	
	耐震改修工事及び省エネ改修工事と併せて行う 耐久性向上改修工事	500万円 (600万円)																	

税目	項目	改正内容	適用期限
所得税	特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の見直し	特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、令和4年1月1日以後に行う譲渡資産の譲渡に係る買換資産で、令和6年1月1日以後に建築確認を受ける住宅（登記簿上の建築日付が同年6月30日以前のものを除く。）又は建築確認を受けない住宅で登記簿上の建築日付が同年7月1日以降のものである場合の要件に、その住宅が一定の省エネ基準を満たすものであることを加えた上、その適用期限を令和5年12月31日まで2年延長する。	令和5年12月31日まで
所得税 法人税 地方税	所有者不明土地の利用の円滑化等	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の改正を前提に、次の措置を講ずる。 （1） 地域福利増進事業の拡充後も引き続き、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の規定により行われた裁定に係る裁定申請書に記載された地域福利増進事業を行う事業者に対する一定の土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該地域福利増進事業の用に供されるものを優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の対象とする。 （2） 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する土地収用法の特例の対象となる土地の範囲の拡充後も引き続き、当該土地収用法の特例の規定による収用があった場合を収用交換等の場合の譲渡所得の5,000万円特別控除等の対象とする。 （注）（2）の措置については、法人税についても同様とする。	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の改正以後
所得税 住民税	エンジェル税制	エンジェル税制の対象となる株式発行会社に次の全ての要件を満たす会社を加える。 （1） 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例について、次の措置を講ずる。 ① 適用対象となる国家戦略特別区域法に規定する特定事業を行う株式会社のうち創業及び雇用の促進に係る事業を行う小規模企業者の要件に、国家戦略特別区域外に有する事業所において業務に従事する従業員の数の合計が常時雇用する従業員の数の10分の2に相当する数以下であることを加える。 ② 適用対象となる国家戦略特別区域法に規定する特定事業を行う株式会社により発行される株式の発行期限を2年延長する。 ③ 適用対象となる地域再生法に規定する特定地域再生事業を行う株式会社により発行される株式の発行期限を2年延長する。	-
所得税 住民税	上場株式等に係る配当所得等の課税の特例	上場株式等に係る配当所得等の課税の特例について、次の措置を講ずる。 （1） 内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等で、その支払を受ける居住者等（以下「対象者」という。）及びその対象者を判定の基礎となる株主として選定した場合に同族会社に該当する法人が保有する株式等の発行済株式等の総数等に占める割合（以下「株式等保有割合」という。）が100分の3以上となるときにおけるその対象者が支払を受けるものを、総合課税の対象とする。 （2） 上場株式等の配当等の支払をする内国法人は、その配当等の支払に係る基準日においてその株式等保有割	令和5年10月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等について適用

税目	項目	改正内容	適用期限
		合が100分の1以上となる対象者の氏名、個人番号及び株式等保有割合その他の事項を記載した報告書を、その支払の確定した日から1月以内に、当該内国法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととする。	
所得税 住民税	国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額について	国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額について、次のとおりとする。 (1) 基礎課税額に係る課税限度額を65万円(現行:63万円)に引き上げる。 (2) 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を20万円(現行:19万円)に引き上げる。	-
所得税 法人税 地方税	市場デリバティブ取引等の決済により生ずる所得	金融商品取引法に規定する市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引の決済により生ずる所得は、所得税法及び法人税法に規定する国内源泉所得である「国内資産の運用・保有所得」に含まれないことを法令上明確化する。 (注) 外国税額控除における国外源泉所得である「国外資産の運用・保有所得」についても同様とする。	-
住民税	上場株式等の配当所得等に係る課税方式	(1) 個人住民税において、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させることとする。 (2) 上記(1)に伴い、次の措置を講ずる。 ① 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用要件が所得税と一致するよう規定の整備を行う。 ② その他所要の措置を講ずる。	令和6年度分以後の個人住民税について適用するとともに、所要の経過措置を講ずる
住民税	個人住民税における合計所得金額に係る規定の整備	(1) 公的年金等控除額の算定の基礎となる公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額には、個人住民税における他の所得控除等と同様に、退職手当等を含まない合計所得金額を用いることとする。 (2) 給与所得者の扶養親族申告書及び給与支払報告書並びに公的年金等受給者の扶養親族申告書及び公的年金等支払報告書について、退職手当等を有する一定の配偶者及び扶養親族の氏名等を記載し、申告することとする等の措置を講ずる。 (3) 確定申告書における個人住民税に係る附記事項に、退職手当等を有する一定の配偶者及び扶養親族の氏名等を追加する。	(1) 令和4年度分以後の個人住民税について適用 (2) 令和5年1月1日以後に支払われる給与等及び公的年金等について適用 (3) 令和4年分以後の確定申告書を令和5年1月1日以後に提出する場合について適用
所得税 住民税	配当所得	一定の内国法人が支払いを受ける配当等で、次に掲げるものについては、所得税を課さないこととし、その配当等に係る所得税の源泉徴収を行わないこととするほか、これに伴う所要の措置を講ずる。 (1) 完全子法人株式等(株式等保有割合100%)に該当する株式等に係る配当等 (2) 配当等の支払に係る基準日において、当該内国法人が直接に保有する他の内国法人の株式等(当該内国法人が名義人として保有するものに限る。以下同じ。)の発行済株式等の割合が3分の1超である場合における当該他の内国法人の株式等に係る配当等 (注) 上記の「一定の内国法人」とは、内国法人のうち、一般社団法人及び一般社団法人(公益社団法人及び公益財団法人を除く。)人格のない社団等並びに法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされて	令和5年10月1日以降に支払いを受けるべき配当等について適用

税目	項目	改正内容	適用期限
		いる法人以外の法人をいう。	
所得税 住民税	NISA 要件	<p>非課税口座内の少額上場株式等に係る配当等所得及び譲渡等所得等の非課税措置 (NISA) における特定累積投資勘定に特定累積投資上場株式等を受け入れている場合の特定非課税管理勘定への上場株式等の受け入れが、当該上場株式等を受け入れようとする日以前6月以内で、かつ、同日が属する年の前年である場合には、当該要件を満たすこととする。</p> <p>(注) 上記の制度について、居住者等がその非課税口座の開設の有無等を自ら確認できるようにするための対応を運用上行う。</p>	-

〔法人課税〕

税目	項目	改正内容	適用期限
法人税 所得税 地方税	積極的な賃上げ等を促すための措置	<p>(1) 給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度のうち、新規雇用者に係る措置の改組</p> <p>国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が3%以上であるときは、控除対象雇用者給与等支給増加額の15%の税額控除ができる制度とする。</p> <p>この場合において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上であるときは税額控除率に10%を加算し、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が20%以上であるときは、税額控除率に5%を加算する。ただし、税額控除は、当期の法人税額の20%を上限とする(所得税についても同様とする)。</p> <p>(注1) 資本金等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合には、経済産業大臣に一定の届け出を行っている場合に限り、適用が認められる。</p> <p>(注2) 上記の「継続雇用者給与等支給額」とは、継続雇用者(当期及び前期の全期間の各月分の給与等の支給がある雇用者で一定のものをいう。)に対する給与等の支給額をいい、上記の「継続雇用者比較給与等支給額」とは、前期の継続雇用者給与等支給額をいう。</p> <p>(注3) 設立事業年度は対象外とする。</p> <p>(注4) 教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置の適用を受ける場合には、教育訓練費の明細を記載した書類の保存(現行:確定申告書等への添付)をしなければならないこととする。(注4)は下記の(2)の記載においても同様とする。</p> <p>(2) 中小企業における所得拡大促進税制について、税額控除率の上乗せ措置を次のとおり見直しを行った上、その適用期限を1年延長する(所得税についても同様とする)。</p> <p>① 雇用者給与等支給額の比較雇用者給与等支給額に対する増加割合が2.5%以上である場合には、税額控除率に15%を加算する。</p> <p>② 教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上である場合には、税額控除率に10%</p>	令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度

税目	項目	改正内容	適用期限
		<p>を加算する。</p> <p>当税制に係る控除制度については、住民税及び事業についても適用し、新規雇用者に対する改組、中小企業における所得拡大促進税制の税額控除率上乘せ措置に加え、付加価値割の課税標準額からの控除制度の改組も行われる。</p>	
法人税 所得税 地方税	オープンイノベーション促進税制の拡充	<p>特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。</p> <p>(1) 出資の対象となる特別新事業開拓事業者の要件のうち設立の日以後の期間に係る要件について、売上高に占める研究開発費の割合が10%以上の赤字の会社にあつては、設立の日以後の期間を15年未満（現行10年未満）とする。</p> <p>(2) 対象となる特定株式の保有見込み期間要件における保有見込期間の下限及び取崩し事由に該当することとなった場合に特別勘定の金額を取り崩して益金算入する期間を、特定株式の取得の日から3年（現行：5年）とする。</p>	令和2年4月1日から令和6年3月31日までに特定株式を取得し、かつ、取得した日を含む事業年度末まで有している場合
法人税	保険会社等の異常危険準備金制度の見直し	<p>(1) 保険の種類について、火災保険等を次の保険区分とする。</p> <p>① 火災保険及び風水害保険</p> <p>② 動産総合保険、建設工事保険、貨物保険及び運送保険</p> <p>③ 賠償責任保険</p> <p>(2) 火災保険等に係る特例積立率について、上記(1)①に掲げる保険に係る特例積立率を10%（現行：6%）に引き上げ、上記(1)③に掲げる保険を対象から除外した上、その適用期限を3年延長する。</p> <p>(3) 火災共済に係る特例積立率の適用期限を3年延長する。</p>	令和6年度末まで
法人税 地方税	グループ通算制度の施行に伴う一部制度の見直し	<p>(1) 投資簿価について、通算子法人の離脱時にその通算子法人の株式を有する各通算法人が、その株式（子法人株式）に係る資産調整勘定等対応金額について、離脱時の属する事業年度の確定申告書等にその計算に関する明細書を添付し、かつ、その計算の基礎となる事項を記載した書類を保存している場合には、離脱時に子法人株式の帳簿価額とされるその通算子法人の簿価資産価額にその資産調整勘定等対応金額を加算することができる措置を講ずる。</p> <p>(2) 通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価制度について、時価評価資産から除外される資産から帳簿価額1,000万円未満の営業権を除外する。</p> <p>(3) 益金不算入及び損金不算入の対象となる通算税効果額から、利子税の額に相当する金額として各通算法人間で授受される金額を除く</p> <p>(4) 共同事業性がない場合等の通算法人の欠損金額の切捨て、損益通算の対象となる欠損金額の特例及び通算法人の特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入の適用除外となる要件のうち、支配関係5年継続要件について所定の見直しを行う。</p> <p>(5) 認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例における欠損金の通算の特例について、各通算法人の控除上限に加算する非特定超過控除対象額の配賦は、非特定</p>	令和4年4月1日以後に開始する事業年度において適用

税目	項目	改正内容	適用期限
		<p>欠損控除前所得金額から、本特例を適用しないものとした場合に損金算入されることとなるその特例 10 年以内に事業年度に係る非特定欠損金相当額を控除した金額（現行：非特定欠損控除前所得金額）の比によることとする等の見直しを行う。</p> <p>(6) その他所要の措置を講ずる。</p> <p>なお、法人住民税及び法人事業税について、グループ通算制度の施行に伴う国税の見直しに準じて所要の措置を講ずる。</p>	
法人税 地方税 所得税	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長	<p>地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度及び地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度について、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、所定の措置を講じた上、その適用期限を2年延長する。</p> <p>(2) 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度について、所定の措置を講じた上、その適用期限を2年延長する。</p> <p>(3) 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る認定要件について、関係法令の改正を前提に、所定の見直しを行う。</p> <p>(4) 雇用促進計画の提出期限を、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定の日から3月以内（現行：2月以内）とする。</p> <p>(5) その他所要の整備を行う。</p>	令和6年3月31日まで
法人税 地方税 所得税	認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の見直し	<p>認定特定高度情報通信技術活用設備の特別償却又は税額控除制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。</p> <p>(1) 特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理並びに早期の普及に特に資する基準の見直しを行う</p> <p>(2) 特定高度情報通信技術活用システムを構成する上で重要な役割を果たすもののうち、一定の周波数の電波を使用する無線設備の要件</p> <p>(3) 税額控除率</p> <p>① 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで15%（条件不利地域以外の地域内において事業の用に供した特定基地局の無線設備については、9%）</p> <p>② 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで9%（条件不利地域以外の地域内において事業の用に供した特定基地局の無線設備については、5%）</p> <p>③ 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで3%</p>	令和7年3月31日までに取得等して、事業用に供した日を含む事業年度
法人税 地方税	交際費等の損金不算入制度の延長	交際費等の損金不算入制度及び中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を2年延長する。	令和6年3月31日までに開始する事業年度
地方税	大法人に対する法人事業税所得割の税率の見直し	付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により法人事業税を課される法人に係る法人事業税の所得割について、年400万円以下の所得の部分の0.4%の標準税率及び年400万円を超え年800万円以下の所得の部分の0.7%の標準税率を廃止するとともに、これらの部分の標準税率を1%とする等の所要の措置を講ずる。	令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用

税目	項目	改正内容	適用期限
法人税 所得税	少額の減価償却資産及び一括償却資産	少額の減価償却資産及び一括償却資産の損金算入制度について、次のように見直しを行う。 (1) 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度について、対象資産から、取得価額が10万円未満の減価償却資産のうち貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供したものを除外する（所得税についても同様とする。）。 (2) 一括償却資産の損金算入制度について、対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産を除外する（所得税についても同様とする。）。	-
法人税 所得税	固定資産の取得後の補助金等の取り扱い	次の制度について、固定資産の取得等の後に国庫補助金等の交付を受けた場合等の取扱いを法令上明確化する（所得税についても同様とする。）。 (1) 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度 (2) 工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度 (3) 非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度 (4) 保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度 (5) 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	-
法人税	その他の租税特別措置	次の産業の国際競争力の強化等又はエネルギー資源等の長期かつ持続的な安定供給の維持・確保等を目的とする制度について、適用期限を2年延長する。 (1) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度 (2) 海外投資等損失準備金制度 (3) 中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置（対象から銀行等保有株式取得機構の欠損金額を除外する措置を租税特別措置法に新たに規定した）	令和6年3月31日まで
法人税 所得税	みなし配当	みなし配当の額の計算方法等について、次の見直しを行う（所得税についても同様とする。）。 (1) 資本の払戻しに係るみなし配当の額の計算の基礎となる払戻等対応資本金額等及び資本金等の額の計算の基礎となる減資資本金額は、その資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額を限度とする。 (2) 種類株式を発行する法人が資本の払戻しを行った場合におけるみなし配当の額の計算の基礎となる払戻等対応資本金額等及び資本金等の額の計算の基礎となる減資資本金額は、その資本の払戻しに係る各種類資本金額を基礎として計算することとする。 (注) 出資等減少分配に係るみなし配当の額の計算及び資本金等の額から減算する金額についても、同様とする。	-
法人税	子会社株式簿価減額特例	子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避を防止するための措置（子会社株式簿価減額特例）について、次の見直しを行う。 (1) 適用除外要件（特定支配日利益剰余金額要件）の判定 ① 子法人の対象配当等の額に係る決議日等前に最後に終了した事業年度終了の日の翌日からその対象配当等の額を受けるまでの期間内にその子法人の利益剰	令和2年4月1日以後に開始する事業年度において受ける対象配当等の額

税目	項目	改正内容	適用期限
		<p>余金の額が増加した場合において、対象期間内にその子法人の株主等がその子法人から受ける配当等の額に係る基準時のいずれかがその翌日以後であるときは、直前事業年度の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額に期中増加利益剰余金額を加算することができることとする。ただし、次に掲げる金額を証する書類を保存している場合に限る。</p> <p>イ 期中増加利益剰余金額 ロ 特定支配前の期中増加利益剰余金額</p> <p>② 上記①の適用を受ける場合には、特定支配日前に最後に終了した事業年度の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額に特定支配前の期中増加利益剰余金額を加算する。</p> <p>(2) 適用除外基準を満たす子会社を経由した配当等を用いた本制度の回避を防止するための措置について、次のいずれかに該当する場合には適用しないこととする。</p> <p>① 対象配当等の額に係る基準時以前 10 年以内に子法人との間にその子法人による特定支配関係があった法人の全てがその設立の時からその基準時まで継続してその子法人との間にその子法人による特定支配関係がある法人である場合</p> <p>② 次のいずれにも該当する場合</p> <p>イ その親法人と孫法人との間に、その孫法人の設立の時からその孫法人から子法人に支払う配当等の額に係る基準時まで継続して親法人による特定支配関係がある場合</p> <p>ロ その基準時以前 10 年以内にその孫法人との間にその孫法人による特定支配関係があった法人の全てがその設立の時からその基準時まで継続してその孫法人との間にその孫法人による特定支配関係がある法人である場合</p>	

〔資産課税〕

税目	項目	改正内容	適用期限
贈与税	直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等	<p>(1) 適用期限(令和3年12月31日)を令和5年12月31日まで2年延長する。</p> <p>(2) 非課税限度額は、住宅用家屋の取得等に係る契約の締結時期にかかわらず、新築等をした住宅用家屋の区分に応じ、次に定める金額とする。</p> <p>① 耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋 1,000万円</p> <p>② 上記以外の住宅用家屋 500万円</p> <p>(3) 適用対象となる既存住宅用家屋の要件について、築年数要件を廃止するとともに、新耐震基準に適合している住宅用家屋(登記簿上の建築日付が昭和57年1月1日以降の家屋については、新耐震基準に適合している住宅用家屋とみなす。)であることを加える。</p> <p>(4) 受贈者の年齢要件を18歳以上(現行:20歳以上)に引き下げる。</p>	<p>(1) (2) (3) 令和4年1月1日以後に取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用</p> <p>(4) 令和4年4月1日以後に取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用</p>

税目	項目	改正内容	適用期限
固定資産税 都市計画税	土地に係る固定資産税等の負担調整措置	<p>(1) 土地に係る固定資産税の負担調整措置 商業地等(負担水準が60%未満の土地に限る。)の令和4年度の課税標準額を、令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%(現行:5%)を加算した額(ただし、当該額が、評価額の60%を上回る場合には60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする。)とする。</p> <p>(2) 土地に係る都市計画税の負担調整措置 固定資産税の改正に伴う所要の改正を行う。</p>	令和4年度限りの措置
相続税 贈与税	事業承継税制	非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限を1年延長する。	令和6年3月31日まで
登録免許税	軽減措置の期限延長	<p>次の登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。</p> <p>(1) 住宅用家屋の所有権の保存登記</p> <p>(2) 次の特例の適用対象となる住宅用家屋の要件について、築年数要件を廃止するとともに、新耐震基準に適合している住宅用家屋(登記簿上の建築日付が昭和57年1月1日以降の家屋については、新耐震基準に適合している住宅用家屋とみなす。)であることを加える。</p> <p>① 住宅用家屋の所有権の移転登記</p> <p>② 特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記</p> <p>③ 住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記</p> <p>(3) 特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等</p> <p>(4) 認定低炭素住宅の所有権の保存登記等</p>	令和6年3月31日まで
登録免許税	免税措置の期限延長	<p>相続に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置について、次の措置を講じた上で、その適用期限を3年延長する。</p> <p>① 適用対象となる土地に、市街化区域内に所在する土地を加える。</p> <p>② 適用対象となる土地の価額の上限を100万円(現行:10万円)に引き上げる。</p>	令和7年3月31日まで
固定資産税	所有者不明土地	<p>所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する地域福利増進事業を実施する者が一定の土地及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 適用対象となる特定所有者不明土地に、損傷、腐食等により利用が困難であり、引き続き利用されないと見込まれる建築物が存する土地を加える。</p> <p>(2) 適用対象となる事業に、備蓄倉庫等の災害対策に関する施設の整備事業、一定の再生可能エネルギー発電設備の整備事業及び配電事業の用に供する電気工作物の整備事業を加える。</p> <p>(3) 購買施設又は教養文化施設の用に供する土地等については、課税標準を最初の5年間価格の4分の3(現行:3分の2)とする。</p>	-
固定資産税	減額措置の期限延長	<p>次の住宅に係る固定資産税の税率の減額措置の適用期限を2年延長する。</p> <p>(1) 耐震改修を行った住宅</p> <p>(2) バリアフリー改修を行った住宅</p> <p>(3) 省エネ改修を行った住宅。ただし次の措置を講じる。</p>	令和6年3月31日まで

税目	項目	改正内容	適用期限
		① 適用対象となる住宅を、平成 26 年 4 月 1 日に存していた住宅（現行：平成 20 年 1 月 1 日に存していた住宅）とする。 ② 工事費要件を、50 万円超から 60 万円超に引き上げるほか、これに伴う所要の措置を講ずる。 (4) 新築の認定長期優良住宅	
固定資産税	減額措置の期限延長、縮減	新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置について、土砂災害特別警戒区域等の区域内で一定の住宅建設を行う者に対し、都市再生特別措置法に基づき、適正な立地を促すために市町村長が行った勧告に従わないで建設された一定の住宅を適用対象から除外した上、その適用期限を 2 年延長する。	令和 6 年 3 月 31 日まで
不動産取得税	軽減措置の期限延長	新築の認定長期優良住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を 2 年延長する。	令和 6 年 3 月 31 日まで

〔消費課税〕

税目	項目	改正内容	適用期限
消費税	適格請求書等保存方式に係る見直し	(1) 適格請求書発行事業者の登録について、次の見直しを行う。 ① 免税事業者が適用期限内の日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には、その登録日から適格請求書発行事業者となることができる。 ② ①の適用を受けて登録日から課税事業者となる適格請求書発行事業者（その登録日が令和 5 年 10 月 1 日の属する課税期間中である者を除く。）のその登録日の属する課税期間の翌課税期間からその登録日以後 2 年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、事業者免税点制度を適用しない。 ③ その他所要の措置を講ずる。 (2) 仕入明細書等による仕入税額控除は、その課税仕入れが他の事業者が行う課税資産の譲渡等に該当する場合には限り、行うことができる。 (3) 区分記載請求書の記載事項に係る電磁的記録の提供を受けた場合、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入に係る税額控除に関する経過措置の適用を受けることができる。 (4) 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入に係る税額控除に関する経過措置の適用対象となる棚卸資産については、その棚卸資産に係る消費税額の全部を納税義務の免除を受けないこととなった場合の棚卸資産に係る消費税額の調整措置の対象とする。 (5) その他所要の措置を講ずる。	(1) 令和 5 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの日の属する課税期間 (2) から (5) 令和 5 年 10 月 1 日以後の資産の譲渡等及び課税仕入れについて適用
消費税	その他	外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出物品販売場制度）について、次の見直しを行う。 ① 輸出物品販売場において免税で購入することができる非居住者の範囲について、次の見直しを行う。 イ 出入国管理及び難民認定法別表第一の在留資格をもって在留する非居住者については、短期滞在、外交又は公用の在留資格を有する者に限る。	令和 5 年 4 月 1 日以後に行われる課税資産の譲渡等について適用

税目	項目	改正内容	適用期限
		<p>ロ 日本国籍を有する非居住者については、国内に2年以上住所及び居住を有しないことについて、入国の日から起算して6月前の日以後に発行された在留証明又は戸籍の附票の写しにより証明されたものに限る。</p> <p>② その他所要の措置を講ずる。</p>	

〔納税環境整備その他〕

税目	項目	改正内容	適用期限
所得税	円滑・適正な納税のための環境整備	<p>(1) その年において不動産所得、事業所得若しくは山林所得を生ずべき業務を行う者又はその年において雑所得を生ずべき業務を行う者でその年の前々年分の当該雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が300万円を超えるものが、隠蔽仮装行為に基づき確定申告書（調査があったことにより所得税について決定があるべきことを予知して提出された期限後申告書を除く。）を提出しており、又は確定申告書を提出していなかった場合には、これらの確定申告書に係る年分のこれらの所得の総収入金額に係る売上原価の額及び費用の額は、次の場合を除き、その者の各年分の所得の金額の計算上、必要経費の額に算入しないこととする。</p> <p>① 次により当該売上原価の額又は費用の額の基因となる取引が行われたこと及びこれらの額が明らかである場合</p> <p>イ その者が所得税法の規定により保存する帳簿書類</p> <p>ロ イのほか、その者がその住所地その他一定場所に保存する帳簿書類その他の物件</p> <p>② ①イロにより当該売上原価の額又は費用の額の基因となる取引の相手方が明らかである場合その他当該取引が行われたことが明らかであり、又は推測される場合（①を除く。）であって、当該相手方に対する調査その他の方法により税務署長が、当該取引が行われ、これらの額が生じたと認める場合</p> <p>（注）その者がその年分の確定申告書を提出していた場合には、売上原価の額及び費用の額のうち、その提出したその年分の確定申告書等に記載した課税標準等の計算の基礎とされていた金額は、本措置の対象から除外する。</p> <p>(2) 納税地の特例制度等について、次の見直しを行う。</p> <p>① 納税地の変更に関する届出書の提出を不要とする。</p> <p>② 納税地の異動があった場合に提出することとされている届出書の提出を不要とする。</p>	<p>(1) 令和5年分以後の所得税について適用</p> <p>(2) 令和5年1月1日以後の納税地の変更等について適用</p>
法人税	円滑・適正な納税のための環境整備	所得税における上記(1)に準じて、法人税においても同様に措置する。	令和5年1月1日以後に開始する事業年度から適用
消費税	その他	個人事業者の消費税の納税地の異動があった場合に提出することとされている届出書の提出を不要とする。	令和5年1月1日以後の納税地納税地の異動等について適用
納税環境整備	帳簿の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置の整備	過少申告加算税制度及び無申告加算税制度について、納税者が、一定の帳簿に記載すべき事項に関し所得税、法人税又は消費税（輸入に係る消費税を除く。）に係る修正申告書若しくは期限後申告書の提出又は更正若しくは決定があった時前に、国税庁等の当該職員から当該帳簿の提示又は提出を求められ、かつ、納	令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用

税目	項目	改正内容	適用期限
		<p>税者の責めに帰すべき事由がない場合を除く次のいずれかに該当するときは、当該帳簿に記載すべき事項に関し生じた申告漏れ等に課される過少申告加算税の額又は無申告加算税の額については、通常課される額に当該申告漏れ等に係る所得税、法人税又は消費税の10%（(2)に該当する場合には5%）に相当する金額を加算した金額とする。</p> <p>(1) 当該職員に当該帳簿の提示若しくは提出をしなかった場合又は当該職員にその提示若しくは提出がされた当該帳簿に記載すべき事項のうち、売上金額若しくは業務に係る収入金額の記載が著しく不十分（売上金額又は収入金額のうち2分の1以上が記載されていない場合）である場合</p> <p>(2) (1)に該当する場合を除き、当該職員にその提示又は提出がされた当該帳簿に記載すべき事項のうち、売上金額又は業務に係る収入金額の記載が不十分（売上金額又は収入金額のうち3分の1以上が記載されていない場合）である場合</p>	
納税環境整備	財産債務調書制度等の見直し	<p>(1) 財産債務調書の提出義務者の見直し 現行の財産債務調書の提出義務者のほか、その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が10億円以上である居住者を提出義務者とする。</p> <p>(2) 財産債務調書等の提出期限の見直し 財産債務調書・国外財産調書の提出期限について、その年の翌年の6月30日（現行：その年の翌年3月15日）とする。</p> <p>(3) 提出期限後に財産債務調書等が提出された場合の宥恕措置の見直し 提出期限後に財産債務調書・国外財産調書が提出された場合において、その提出が、調査あったことにより更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、その財産債務調書・国外財産調書は提出期限内に提出されたものとみなす措置について、その提出が調査通知前にされたものである場合に限り適用することとする。</p> <p>(4) 財産債務調書等の記載事項の見直し 財産債務調書への記載を運用上省略することができる「その他の動産の区分に該当する家庭用動産」の取得価額の基準を300万円未満（現行：100万円未満）に引き上げるほか、財産債務調書・国外財産調書の記載事項について運用上の見直しを行う。</p> <p>(5) その他所要の措置を講ずる。</p>	<p>(1) 令和5年分以後の財産債務調書について適用</p> <p>(2)、(4) 令和5年分以後の財産債務調書・国外財産調書について適用</p> <p>(3) 令和6年1月1日以後に提出される場合について適用</p>
納税環境整備	その他	<p>(1) タイムスタンプの国による認定制度の創設に伴うスキヤナ保存制度等の整備 国税関係書類に係るスキヤナ保存制度及び電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度のタイムスタンプ要件について、その付与期間内に国税関係書類に係る電磁的記録又は電子取引の取引情報に係る電磁的記録の記録事項に総務大臣が認定する時刻認証業務に係るタイムスタンプ（現行：一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプ）を付すこととする。 なお、令和4年4月1日から令和5年7月29日までの間の要件については、従前どおり上記の記録事項に一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイ</p>	<p>(1) 令和4年4月1日以後に保存が行われる国税関係書類又は電子取引情報に係る電磁的記録について適用</p>

税目	項目	改正内容	適用期限
		<p>ムスタンプを付すことを可能とする経過措置を講ずる。</p> <p>(2) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存への円滑な移行のための宥恕措置の整備</p> <p>電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引につき、納税地等の所轄税務署長が当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存することができなかったことについてやむを得ない事情があると認め、かつ、当該保存義務者が質問検査権に基づく当該電磁的記録の出力書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る。）の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている場合には、その保存要件にかかわらず、その電磁的記録の保存をすることができることとする経過措置を講ずる。</p> <p>なお、上記の措置の適用については、当該電磁的記録の保存要件への対応が困難な事業者の実情に配慮し、引き続き保存義務者から納税地等の所轄税務署長への手続きを要せずその出力書面等による保存を可能とするよう、運用上、適切に配慮することとする。</p>	<p>(2) 令和4年1月1日以後に行う電子取引の取引情報について適用</p>

以上